

会 議 要 旨

- 1 会 議 名 火災予防対策のあり方検討会（第2回）
- 2 会 議 種 別 市政運営上の会合
- 3 議 題 木造商店街密集地域等における火災予防対策のあり方
- 4 開 催 日 時 令和4年11月28日（月）
14時00分 ～ 16時30分
- 5 開 催 場 所 北九州市消防局 3階 警防本部室
（北九州市小倉北区大手町3番9号）

6 出席者氏名

（構成員：敬称省略）

東京理科大学総合研究院火災科学研究所 教授	小林 恭一
総務省消防庁消防研究センター技術研究部大規模火災研究室	
	主幹研究官 鈴木 恵子
一般財団法人日本消防設備安全センター企画研究部違反是正支援センター	
	次長 宇津澤 弥生
旦過市場商店街	会長 黒瀬 善裕
八幡商店組合連合会	会長 藤原 武志
北九州市八幡東消防団	副団長 内村 美由紀
大学院生	益満 由紀

（オブザーバー）

産業経済局 地域経済振興部 商業・サービス産業政策課	1名
建築都市局 指導部 建築指導課	1名
建築都市局 都市再生推進部 都市再生企画課	1名
建築都市局 都市再生推進部 空き家活用推進課	1名
九州電力送配電株式会社北九州支社 配電部 配電グループ	2名

（事務局）

北九州市消防局予防部

7 非公開の理由

北九州市情報公開条例第7条第1号（個人情報）に該当する事項が含まれるため。

8 議事概要

第1回検討会で、構成員から「市場・商店街の火災対策の問題については、都市計画やまちづくり等の観点から、市全体で防火対策を検討していくことも必要である。まちづくりの視点から、どのようにしていくのか。」という質問を頂いたため、まずこの件について、議事の前に、オブザーバー（建築都市局）から説明を行った。

その後、「木造商店街密集地域等における火災予防対策」について、事務局から説明を行った。

(1) 「まちづくり」の視点での市場や商店街における防火対策について（参考1）

「まちづくり」の視点での市場や商店街における防火対策について、オブザーバー（建築都市局）から説明を行い、構成員の意見をいただいた。

(2) 法的義務のない事業所に対する規制、火災予防啓発・防火指導及び消火訓練のあり方について（資料3）

法的義務のない事業所に対する規制のあり方、今後の火災予防啓発・防火指導及び消火訓練のあり方について、事務局から説明を行い、構成員の意見をいただいた。

(3) 一時的な休業店舗の再開時の防火指導について（資料4）

一時的に休業している店舗の営業再開時の防火指導について、事務局から説明を行い、構成員の意見をいただいた。

(4) 老朽化した空き店舗等の漏電火災対策について（資料5）

漏電火災のメカニズムと、老朽化した空き店舗等の漏電火災対策について、事務局から説明を行うとともに、オブザーバー（九州電力送配電株式会社）から市場・商店街の漏電対策についての説明後に、構成員の意見をいただいた。

9 会議経過

（発言内容）

(1) 「まちづくり」の視点での市場や商店街における防火対策について（オブザーバー）

本市のまちづくりの視点について、大きく3つの観点から説明を申し上げる。

1点目は、本市では、火災だけでなく防災も含め、災害に強いまちづくりを目指しており、「都市計画」と「立地適正化計画」に基づいて、都市機能の配置等を進めている。

2点目は、火災による延焼を防ぐために、防火地域や準防火地域を定め、「建築基準法」により建物の不燃化等を行い、防火のまちづくりを誘導している。市内

にある市場・商店街において、建物の不燃化を進めていくような機運が高まった場合は、より延焼を防ぐことができるように、防火地域等の設定も考えている。

3点目は、市場・商店街への具体的な支援については、市場・商店街のリニューアルなどの機運が高まった地域に対して、勉強会を行っている。具体的な制度としては、「市街地再開発事業」と「土地区画整理事業」がメインであり、国土交通省の補助を受けて進めている。これは、開発面積をはじめとする一定の要件を満たすことが必要なため、小規模の市場・商店街に対して、適用が難しい面があるが、今後も、防火の観点も含めて、地権者等と一緒に勉強会を進め、都市の再生に取り組んでいく。

<構成員>

北九州市内の市場は、規模や年齢層も様々であり、機運の高まりにも差が生じていることと思う。市が関わっている市場がどれくらいあるのか、また、上手く機運が高まらない市場に対してどのように考えているか伺う。

(オブザーバー)

現在、北九州市内で勉強会を行っているのは、1箇所である。

市場は、個人の営みではあるが、周囲の方の生活に欠かせない生活インフラであるという認識で積極的に関わっている。一方、地元地権者等が、まちづくりへの前向きな姿勢がないと上手く進まないのが現状である。防火の視点も含めて、粘り強く声掛けをする必要がある。

<構成員>

まちづくりは難しいとは思いますが、これに手をつけないでいると、市場・商店街は老朽化が進み、火災リスクが益々高まり、火災予防や消防活動だけでは防げなくなっていく。継続的に市の中で議論をしていただきたい。

(2) 法的義務のない事業所に対する規制、火災予防啓発・防火指導及び消火訓練のあり方について

<構成員>

防火管理者の選任や防火管理講習の受講については、消防法で決まっている内容を義務ではない事業所に推奨するということがか。

初期消火の自動化についても、消防法で義務はないが、自動消火する設備等を設置するよう推奨するということがか。

(事務局)

対策案として、防火管理者の選任や防火管理講習の受講、自動消火する設備等の設置について、消防法上義務ではない木造飲食店に指導するというものである。

<構成員>

防火管理者の選任や講習の受講、設備等の設置について、条例化するのか、自主的な設置を促していくのか。

(事務局)

木造飲食店の関係者に、自主的な防火管理者の選任や講習の受講、設備等の設置を促すというものである。

<構成員>

条例化するかしないかは別として、防火管理者講習を受講するのは、防火意識・知識が高まると思われる。また、防火管理者を選任することで、責任者として防火意識が高まると思う。

<構成員>

保健所と消防の指導のいずれも、商売をする上で大事なことだと思うので、制度化することも効果的だと考える。

<構成員>

店舗や商売を守るために、防火管理講習を受講し、防火管理者の資格を取るの
は良いと思う。

ただし、スプリンクラーや簡易自動消火装置は、商売をしている方には費用面で負担があるので、法の規制で設置するのは厳しいと思う。

はじめから、法的な規制をするのではなく、消防の方々にきめ細かな対応をしていただくことで、防火意識の向上に関する機運が高まる方が良いと思う。

<構成員>

既存の防火管理講習会は、大きな建物を前提とした講習内容となっており、講習期間は2日間となっている。

今回、検討している内容は小規模な店舗であるため、そのような店舗に特化した防火講習会を行うと効果的かもしれない。

<構成員>

現状は、防火管理者講習の受講枠が少なく、受講したくても受講できない人も
いる。講習を義務付けるのであれば、受講枠を確保する必要があると思う。

また、保健所の講習などと併せて、防火に関する講習を行い、受講後に、修了証を渡すなどして、防火管理担当者にするのも効率的だと思う。

<構成員>

消防の様々な対策案は効果的と思うが、実施する場合は、受講する方にも負担になるし、消防側もマンパワーの面で大変だと思うし、限界があると思う。

訓練を行うときにテレビ等で放送してもらったり、消防局の YouTube を活用したりするなど、受ける側も発信する側も時間を有効活用し、防火意識が身につくようにしていただきたい。

また、行政は自分たちの所管法令の範囲で物事を考えがちなところがある。火災対策は、建物側の燃えにくさと、消防側の消火する力の両輪で成り立っている。建物内の火気を使用する付近だけでも燃えにくい構造にするなど、建築面の出火防止や延焼拡大防止についても、消防側から情報発信しても良いのではないか。

<構成員>

「市場・商店街における災害図上訓練（仮称）I-DIG」の対象は、商店店主か地域住民なのか。

（事務局）

基本的には地域と市場・商店街が一体となった訓練を想定している。

<構成員>

「市場・商店街における災害図上訓練（仮称）I-DIG」についてだが、地図を見てやる前に、事前に参加者が街歩きをすることによって気付けることもあると思うが、今の段階でそのような予定はあるのか。

（事務局）

「市場・商店街における災害図上訓練（仮称）I-DIG」については、まだ、具体的な方法を決めているわけではない。事前に街歩きをするなどの良い意見を参考にさせていただく。

<構成員>

DIG に似た訓練だが、福祉施設での火災を想定した図上訓練をさせた時に、参加者全員が図面を見ながら、とても真剣に取り組んでいた。「市場・商店街における災害図上訓練（仮称）I-DIG」も工夫して行えば、地域と市場・商店街のコミュニケーションが活発になり、参加者全員がゲーム感覚で楽しみながら、かつ真剣に取り組めるものとして、有効ではないか。

<構成員>

防火指導員の防火指導は、抜き打ちで実施しているのか。また、木造飲食店は件数が多いと思うが、1件1件実施しているのか。

（事務局）

現在、防火指導員は、「緊急火災予防対策事業」として実施しており、市内の木造飲食店を対象に約 650 店舗を訪問している。基本的には事前の連絡を行い、防火指導を実施している。

<構成員>

消火訓練で消火器を使用する際に、消火器の費用、薬剤の処理、及び環境への負荷など考慮する必要があると思うが、どう考えているか。

(事務局)

現在は、市民が火災を見つけて初期消火に消火器を使用した場合など、限られたケースにおける消火薬剤詰め替えの予算しかないので、訓練を本格的に実施する場合は、必要な消火器の本数分の予算を確保する必要がある。

環境の負荷については、現在、粉末消火器に使われている薬剤は、人体や環境に影響がないと考えている。

その一方で、安価で薬剤の処理も容易な消火器で、さらに、いつでもどこでも訓練として使用できる消火器があれば、実践的な訓練が行える。

<構成員>

防火指導や講習会をする場合、都合の良い時期や時間帯はあるのか。

<構成員>

営業体系が店舗ごとで様々なため、特定の日をあげるのは難しい。

卸売市場が休みの水曜日が良いかもしれない。

<構成員>

商店街の例を出すと、生鮮食料品を扱っている店舗が多いため、水曜日の18時ごろから1、2時間くらいなら可能かもしれない。

<構成員>

近年、様々な講習会がオンライン化されている。講習会の一部だけでもオンライン化すれば効率的になると言える。

(3) 一時的な休業店舗の再開時の防火指導について

<構成員>

火災等により被災し、改装してから営業する場合は、「防火対象物使用開始届出」の提出は必要なのではないか。

(事務局)

北九州市火災予防条例では、飲食店などの事業所を、新築、改築等によりそれぞれの用途に使用する者は、使用開始の7日前までに消防署長に届けなければならないと規定されている。

<構成員>

消防が、休業している店舗や、営業再開する店舗を全て把握するのは難しいと思う。

＜構成員＞

「営業再開時の消防署への連絡」にあつては、店舗側の責任でされるべきだが、一方で、消防も所有者等へ周知徹底するとともに、消防職員が店舗への連絡と訪問を行うことが求められる。

(4) 老朽化した空き店舗等の漏電火災対策について

(事務局)

【一般家屋の電力供給等について】

一般家庭では、屋外の電柱から「引込み線」が家屋側に引き込まれ、屋内配線につながり、電力メーター、屋内の分電盤を通して、家屋内の電化製品等に電気が供給されている。(最終的に、電気は電柱に戻っていく。)

また、2005年以降の家屋には分電盤に必ず漏電遮断器(漏電ブレーカー)が設けられている。漏電遮断器は感電や火災を防止する安全装置であり、ほんの少量の漏電を感知し、電気を遮断する。

(オブザーバー)

【市場・商店街の電力供給等について】

九州電力送配電の設備とお客さま設備の境界は「責任・財産分界点」といい、その名の通り、分界点で設備上の責任・財産がわかれている。一方、お客さま設備以降の一部にも当社設備(電力量計)が存在している。

市場・商店街の供給方法については、様々なパターンがあるが、一般的には九州電力送配電が保有する引込箱内に責任・財産分界点を設け、電気を供給している。一般家屋と違い、各店舗(お客さま)は引込箱まで、電線を配線して頂くため、家屋に接する電線は、お客さま設備が多く占めている。

【商店街の漏電対策について】

漏電ブレーカーが未設置の店舗には漏電ブレーカーの取付けを指導する、店舗が空きとなる場合(電気契約の廃止)にはブレーカーを切ることを徹底する、引込箱の2次側(店舗ごとの配線)へ漏電ブレーカーを設置する、引込箱から店舗内の漏電ブレーカーまでの設備を定期点検するなどが考えられる。

【保安協会の調査について】

ご家庭や商店等など、電力会社から低圧で電力の供給をうけるお客さま設備は、送配電会社または、国に登録された登録調査機関等が電気設備の調査をすることが法律で制定されている。

北九州支社管轄では電気保安協会と福岡県電気安全サービスに依頼しており、電気安全調査では、「電気事業法」に基づき、漏電調査、屋外にある電線(引込線)等の点検、屋内の分電盤はネジの緩み等、重点的に点検を行う。また、問診を行い、お客さまの承諾のもと、タコ足配線やアース線の外れ等を点検しており、不

具合箇所があれば、パンフレット等を用いて、起こり得る事象についてお知らせをしている。

<構成員>

電気料金は契約している建物の占有者が支払うと思うが、電気関係の点検や改修は建物の所有者の義務でという認識で合っているか。

(オブザーバー)

点検等は基本的に所有者に対応していただいていると認識している。

点検等は、市場・商店街の規模や実態に応じて、点検する範囲や頻度、それに伴う費用を考えて実施していく必要がある。また、点検中は、停電になる可能性があることも考慮して実施していただきたい。

<構成員>

空き家でも火災が発生するのは、放火や漏電火災などが考えられる。漏電火災対策は、店舗の所有者が定期的な点検を実施することが有効であり、そのためにも、点検の重要性を周知するための情報提供が必要である。

10 問い合わせ先

消防局予防部予防課予防係

電話番号 093-582-3836